

E i w a N e w s

会社法施行下の会社設立について

平成 18 年 9 月
(No. 014)

今回は、会社の設立手続きについて、新たに規制が緩和された点を中心にご説明いたします。

〔1〕 類似商号規制の廃止

従来、会社の商号は、同市町村内においては、同一営業のために他社が登記したものと判然区別することができないときは、これを登記することができませんでした。そのため、商号の事前調査に時間がかかるという問題点がありましたが、会社法においては類似商号規制を廃止し、いかなる商号においても登記を受理する扱いとなりました。

※類似商号の登記規制は廃止されましたが、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称、商号の使用は依然として禁止されております。

〔2〕 最低資本金規制の廃止

旧商法においては、有限会社については300万円、株式会社については1000万円を事前に用意しなければ会社を設立することはできませんでしたが、会社法においては資本金がいくらであっても設立が可能となりました。

〔3〕 発起設立における払込金保管証明制度の廃止

これまで、会社を設立する際には、銀行または信託会社等の資本金払込取扱金融機関が、発起人または株式申込人から金銭出資の払込みがなされたことを証明する「払込金保管証明」が必要でしたが、

1. 金融機関が払込取扱機関となることを引き受けてくれない
2. 手続きに時間がかかる（一般的に数週間程度）
3. 費用がかかる
4. 設立登記が完了するまで払込金を引き出せない

などの問題がありました。

会社法においては、発起人が設立時の発行株式の全部を引き受ける方法による設立(発起設立)の場合、払込金保管証明制度が廃止されました。

〔4〕 機関設計の自由化

資本金が5億円未満で、非公開会社（発行する全部の株式につき、株式の譲渡による取得について会社の承認を要する旨の定款の定めのある会社）の場合、会社の機関を次の中から自由に選択することが可能となりました。

- ① 取締役
- ② 取締役＋会計参与
- ③ 取締役＋監査役
- ④ 取締役＋監査役＋会計参与
- ⑤ 取締役＋監査役＋会計監査人
- ⑥ 取締役＋監査役＋会計監査人＋会計参与
- ⑦ 取締役＋取締役会＋会計参与
- ⑧ 取締役＋取締役会＋監査役
- ⑨ 取締役＋取締役会＋監査役＋会計参与
- ⑩ 取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会
- ⑪ 取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計参与
- ⑫ 取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人
- ⑬ 取締役＋取締役会＋監査役＋会計監査人＋会計参与
- ⑭ 取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人
- ⑮ 取締役＋取締役会＋監査役＋監査役会＋会計監査人＋会計参与
- ⑯ 取締役＋取締役会＋委員会＋会計監査人
- ⑰ 取締役＋取締役会＋委員会＋会計監査人＋会計参与

以上のように各種規制が緩和された結果、会社の設立までにかかる日数が大幅に短縮され、数日で会社を設立することが可能となりました。

会社法についてご質問等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。